

## 第47回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年6月16日（火）17:59～19:05
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階408会議室

司会 それでは、お時間になりましたので、ただいまから、先ほど行われました第47回規制改革会議の記者会見を始めます。

本日は、岡議長のほか、大田議長代理、翁健康・医療ワーキング・グループ座長、鶴雇用ワーキング・グループ座長、金丸農業ワーキング・グループ座長、大崎投資促進等ワーキング・グループ座長、安念地域活性化ワーキング・グループ座長、佐久間ホットライン対策チーム座長にも御同席いただきました。

本日の進め方ですけれども、始めに岡議長、他の方々からお話ございまして、質疑応答はその後まとめて行いたいと思います。

それでは、岡議長、よろしくお願いいいたします。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

本日の第47回規制改革会議におきまして、第3次答申を取りまとめ、安倍総理に手交いたしました。まず、それを御報告いたします。

今期の答申は182項目でございます。各ワーキング・グループにおいて精力的に審議を進めていただいた結果、このような数の答申ができたわけでございます。個々の案件につきましては、後ほど各ワーキング・グループの座長からお話をさせていただくことになっておりますので、私からは全体的な話をさせていただきたいと思います。

先ほどの会議において、この答申を総理にお渡しする前に、私からは次のようなことを話させていただきました。

規制改革会議では、昨年6月に第2次答申を取りまとめた後、この1年、第3次答申に向けて調査・審議を重ねてまいりました。本日、その結果を182項目に取りまとめましたので、ここに答申いたします。

私どもの答申は今回で3回目となりますが、都度、我々の思いを副題に込めてまいりました。一昨年の第1次答申では「経済再生への突破口」、昨年の第2次答申では「加速する規制改革」としましたが、今回の第3次答申では「多様で活力ある日本へ」を副題とし、様々な分野において国民や企業がそれぞれのニーズに応じて多様な選択ができるような社会にしていくことが正に活力ある日本の実現につながるのではないかと考えております。

政府に対して、我々のこの思いと答申の内容をしっかりと受け止めていただいて、総理のリーダーシップの下で、迅速、確実な実現をお願いしたところでございます。

その上で2点付言させていただきました。それは今期の活動で強調したい点でございます。

1点目は、前期までに閣議決定された実施計画396項目のフォローアップに注力したことでございます。その結果、約8割に当たる307項目が措置済みであることが確認できました。引き続き100%を目指し、粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

2点目は、規制を所管する各府省が主体的、積極的に規制改革に取り組むことを促進するシステム「規制レビュー」を前期の答申・実施計画に従って、今期スタートしたことでございます。1年目の今期は、各府省の負担も考慮し、規制シートの作成を極めて限定的なものにとどめましたが、来期以降は大幅にこれを拡大していきたいと考えております。

さらに、この場で二つ付け加えます。今期、我々が注力したもう一つの点は「規制改革ホットライン」でございます。詳細につきましては、後ほど規制改革ホットライン対策チームの座長の佐久間さんから御説明いただきたいと思います。182項目のうち約60%が規制改革ホットラインに寄せられた案件に関連していることを一言、私から申し上げておきたいと思います。

もう一つは「公開ディスカッション」でございます。今期も2月と3月に二度行いました。2月は「多様な働き方の実現」という大きなテーマ、3月は「地域の空きキャパシティの利用」と「医薬分業」という2つのテーマで、公開ディスカッションを行い、規制改革についての国民の理解が少なからず深められたのではないかと評価しております。

皆様に御理解いただきたいことは、今申し上げたように、私どもの規制改革は、大変な数の項目がありまして、一つ一つは大変細かなものもございます。しかし、この一つ一つの改革を積み上げていくことが国民生活の向上、あるいは経済の活性化、ひいては日本の成長、発展につながっていくという思いで我々は取り組んでおります。是非、皆さんにも御理解いただいて、そのように受け止めていただければ幸いです。

冒頭の私からの説明は以上でございます。引き続き、各座長からお話をさせていただくことにしたいと思います。

最初に、健康・医療ワーキング・グループの翁さんからお願いしたいと思います。

翁座長 健康・医療ワーキングの翁でございます。

本日の資料に基づきまして、どのような改革事項があるか御説明させていただきます。

第3次答申の7ページでございます。大きな項目としては6項目でございます。

まず、7ページの左にございますが、医薬分業推進の下での規制の見直しというところになりますが、中ほどぐらいからですけれども、理念に立ち返って、医師と薬剤師の協働の下で、ICTを有効活用して患者が薬剤師による一元的・継続的な薬学的管理を受けられるシステムへの質的な転換を図るべきであるということで、調剤報酬については、薬局の機能やサービスに応じた報酬体系への抜本的な見直しを行って、努力した薬局・薬剤師が評価される仕組みに改める。患者が薬局などをきちんと選べるように、価格やサービスの表示やサービスの提供の在り方を検討する。地域包括ケアの中でのかかりつけ薬局につ

いて要件を明確化する。医薬分業についてのPDCAサイクルの構築と実践によって政策の検証と改善を図る。あわせて、患者の安全や利便性に十分配慮して、薬局の構造規制について見直しを行うということになっております。

医薬品に関する規制の見直しは主に2つに分かれておりまして、1つは、真ん中辺りになりますが、今あります新医薬品につきましての14日間の処方上限がございますが、これについて、新医薬品をより患者さんが利用しやすい環境を整備するために、日数制限について検討を行う。

数行下になりますが、市販品類似薬につきまして、これを含めた医療用医薬品の給付及び使用について、保険給付の適正化の観点から方策を検討して結論を得るということで、保険の給付の在り方について検討することになっております。

医療情報の有効活用につきましては、レセプト情報や特定健診等の情報データベースのデータの法律上の位置づけなどを検討し、民間企業による利用枠組みの構築等を行って、民間利用を推進することや、下から5、6行目になりますが、厚生労働省の中に部局横断的なワーキング・グループを設置し、医療データを省全体での利用を可能とする方策の検討に加えて、医療機関の負担軽減につながる各種調査の見直しをするということで、医療情報の重複や負担軽減などを図りながら、より有効に活用していただける体制を厚労省に整備していただくということについて合意をしております。

次のページになりますが、遠隔モニタリングの推進につきましては、現状、遠隔診療ができるのはどういう局面なのかということについていろいろな誤解があって、なかなかこれが推進されていないということでございますので、それをより明確にして遠隔診療を推進するという方向で合意をしております。

あと、と に関しましてですが、介護付有料老人ホームに関しましては、ショートステイサービスをできるように介護報酬算定要件の見直しを行うということについて合意をしております。

につきましては大きく分けて2つございます。ちょうど真ん中の辺りでございますが、いわゆる高齢社会を迎えるに当たりまして、低たんぱく食品とか、えん下が困難になる高齢者の増加ということで、こういった方々に特定用途食品制度というものがあるのですが、これがなかなか使い勝手が悪いという要望をいただきまして、より利用者にとって分かりやすい表示の見直し、許可基準に必要な資料の明確化など、新たな食品区分を追加する仕組みを検討することについて合意をしております。

その下になりますが、特保でございます。これに関しましては、それぞれいろいろな委員会がございまして、その審議が段階的に行われて非常に時間がかかるということで、また、審議スケジュールなどが明らかにされていないという問題がございました。こういったところで、審査を同時に行うことで期間を短縮することや、標準的事務処理期間の設定などを行って、審査手続の予見性を向上させるということで、より特保が活用されるような方向で、これは消費者庁でございますが、合意をしております。

とりあえず、御説明は以上となります。

岡議長 続きまして、雇用ワーキング・グループの鶴座長、お願いいたします。

鶴座長 鶴でございます。

資料につきましては、答申の24から28ページまでです。この部分が雇用でございます。それから、付属資料を配付させていただいていると思います。「規制改革会議の意見」ということで、雇用の方から3本の意見を出させていただいています。そこを御覧いただきながらお話を聞いていただきたいと思います。

雇用の分野につきましては大きく分けて2つの分野。2つ目の分野がまた2つ、大きなテーマがございますので、全体でいきますと3つの大きなテーマがあると思っていただければと思います。

25ページをお開きいただきますと「具体的な規制改革項目」として「多様な働き方の実現」、右のページを見ていただきますと「円滑な労働移動を支えるシステムの整備」の中で「雇用仲介事業の規制の再構築」。ページを1枚おめくりいただいて「労使双方が納得する雇用終了の在り方」の3つです。

それぞれにつきまして、一番最初の多様な働き方、一番最後の雇用終了の在り方につきましては、3月に具体的な意見を我々は出しております。これは先ほどの付属の方を見ていただきますとこの意見がございます。真ん中の雇用仲介事業の規制についても1月に我々は詳細な意見を出しております。

ということで、多分、皆様の御関心は、この意見を出してから最終的にこの答申ということで今日決まって、御発表させていただくということなのですが、何が違うのかというところが一番の御関心項目だと思うのですが、基本的に申し上げまして、私が意見を出させていただきまして、これに基づいて今後、厚労省を主体として検討を進めていく。これがオールジャパンというか、政府全体としてもそういう方向でやっていきたいと思います。ということを基本的に認めていただいたとお考えいただければと思います。

特に25ページから26ページにあります「多様な働き方の実現」につきましては、26ページの真ん中辺り「以上の観点から、次に取り組む」というa、bと書いているところ、ここが政府の閣議決定、政府全体として合意ができたところなので、aにつきましては、これは既に意見の中でも述べていますけれども、これまでの労働移動支援助成金というものは、事業規模が縮小したときに主に、企業が非常に厳しい状況、整理解雇等をやるような状況において、人を解雇しなければいけない。解雇しても、6か月以内また9か月以内に再就職できる形になれば支援助成金を出すような仕組みがこれまでなのですが、今の仕組みの中でも、実はスクラップ・アンド・ビルドをして、やや積極的なリストラクチャリングをするという中においても使えるような形にはなっているので、もっとそこをアピールする仕組みにしていきたいと思いますということをここに挙げています。

bにつきましては、とにかく多様な働き、働き方改革と今、言われておりますが、我々は、やはり多様な働き方のニーズに応えていくために、従来の主要関係者のみならず、様々

な立場の声を吸収していく仕組み、これは既存の仕組み、新たな仕組み、両方の観点があると思うのですが、それをしっかりやっていくことが非常に重要だろうということで、これも政府全体の取組として進めていこうということになりました。

の雇用仲介事業、26ページの真ん中から始まりますけれども、これは正に意見の方を御覧になって、どのような項目があるのかについて御覧いただきたいのですが、かなり時代遅れになっている雇用仲介業の規制の体系を抜本的に、今、ITの活用ということも含めて変えていこうということで、これについても既に厚労省で検討会が始まっております。26ページの下を見ていただきますと、我々の意見に沿ってきちんと全ての項目についてこの検討会で検討をしていただくということで進めていく形になっております。

最後、「労使双方が納得する雇用終了の在り方」につきましては、閣議決定を今後される、政府で合意される部分が「このため」以降でございますけれども、27ページの一番下の部でございます。ここにおいても、我々が3月に出した「労使双方が納得する雇用終了の在り方」について、この意見に提示したように今後、金銭解決の話も含めて選択肢の多様化を図っていくべきだという形を書いております、具体的にはその下のcの部分で、労働紛争解決システムの在り方につきましては、ここに書いてありますが、労使の代表者や法曹関係者、幅広い方々を参集していただいて、この意見に掲げられた課題等について論点を整理しながら検討を進めるということで、新たに我々が意見を出したものについてさらに検討の場が設けられて、そこでまた議論が始まるということについてこの答申の形でまとめさせていただいたということでございます。

私の方からは以上でございます。

岡議長 続きまして、農業ワーキング・グループの金丸座長からお願いします。

金丸座長 ありがとうございます。

農業ワーキングの金丸でございます。

昨年6月の規制改革実施計画に記載されました農地中間管理機構の創設、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人の見直し、農業協同組合の見直しを重点的フォローアップ対象事項といたしまして、法制化に向けた検討状況や制度の運用状況について検証してまいりました。

ほぼこの重点的フォローアップを中心に1年を過ごしたわけでございます。今、申し上げました主要3法案の議論につきましては、国会で審議中になっておりますので、私の方からは、そのほかの農地中間管理機構を取り巻く環境について触れたいと思います。

農地中間管理機構の進捗状況の把握、課題の分析、今後の改善につきましては、産業競争力会議と合同の会議を開催いたしまして、両会議であわせて議論してまいりました。そういう中で、答申の29ページから32ページまでに私の担当のところが記載されておりますけれども、農地中間管理機構がさらにその機能が強化されて、進捗を促進させるために何が必要かという視点でアから、次の31ページのオまで書いてございます。

そして、農地中間管理機構を下支えする農地情報公開システムがこの春よりリリースさ

れておりまして、これは皆様も操作可能でございます。第1次リリースということもありまして、使い勝手、レスポンスタイム等に課題を多く残しておりますので、これは引き続き、私がITの分野の知見を持っていることもありまして、お手伝いをし、いろいろな助言をさせていただいております。

また、新年度に向けまして幾つかの課題があるわけですが、農地中間管理機構を、より農地が出やすくするという環境整備のために「遊休農地等に係る課税の強化・軽減等及び転用利益の地域の農業への還元」と30ページの工に記載しておりますとおりでございますが、こちらにつきましては、検討を農水省を中心に開始していただくことになりまして、これを織り込んでございます。

以上でございます。

岡議長 続きまして、投資促進等ワーキング・グループ座長の大崎さん、お願いいたします。

大崎座長 投資促進等ワーキング・グループを担当いたしました大崎と申します。よろしくお願いいたします。

私どものワーキングの答申内容については、33ページから58ページまで、かなり分量が多うございます。かつちょっと誤解を呼ぶかもしれませんが、私どもの取り上げたテーマは種々雑多とでも言うべきものでございまして、様々な事業分野の事業者の方から、これは外国の会社さんなども含めまして寄せられた現場で悩んでおられる規制の障害と申しますか、これは何とかならないかという御要望を受けて、個別具体的な非常に細かいルールについてその妥当性を検討していくことをやりました。例えば今までお話をいただいた3つのワーキング・グループですと、言ってみれば、交渉相手と申しますか、取り上げるものを管掌しておられる府省が特定のところになるわけで、医療と雇用ですと厚生労働省ですし、農業ですと農林水産省ということになるわけですが、私どものところでは、昨年、貿易・投資等ワーキング・グループという名前でやったときも含めると、多分、文部科学省と警察庁以外は大体みんな来ていただいているのではないかと。防衛省もやっていないですね。いずれにせよ、様々な府省の所管するルールについて検討いたしました。

主なものとしては、33ページの第3段落ぐらいにまとめております。今年検討した内容ですが、廃棄物等の処理促進に関する環境関連のもの。

エネルギーの安定供給と書いておりますが、具体的には、例えば地熱発電をもっと増やせないか、あるいは小型の火力発電についてもっとうまくできないかという観点からの検討。

で理美容サービスとなっておりますが、理容師、美容師の規制です。これなどは、恐らく時代の変化に合わなくなっているにもかかわらず、長年にわたって十分検討がされていなかったものだと思います。

これは国家戦略プロジェクトと言ってもいいと思うのですが、次世代自動車の普及拡大、水素社会とかということがございますが、それから、ロボットの利活用という観点からの

規制。

ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化などというまとめ方をしておりますが、これもいろいろ細かいものがあるのですが、例えば法務省が所管しておられる在留資格ですとか、農水省所管なのですけれども、研究用の検疫物の輸入とか、様々なものを検討いたしました。

一つ一つの内容は非常に細かいので、もし御関心のあることがあればできるだけお答えしたいと思いますが、全体を通じた感想みたいなことを2点ほど申し上げたいのですが、1つは、新しい項目をこのように取り上げるとともに、前期までのフォローアップに大変力を入れまして、閣議決定どおりに必ずしも進んでいないものについては、改めてヒアリングを行うというようなことをして、できるだけ進めるように努力をしていただいたということがございます。

もう一つは、私どもは非常に多岐にわたる分野ですので、専門委員の先生方、いわゆる常任の委員とは別に専門委員にも入っていただいたのですが、専門委員の方々を全部集めても、とてもではないけれども、全部についての専門性を集めることは無理でございまして、私はある意味で、いい意味での素人感覚で、素人の目で常識に照らして見てこの規制は本当に必要なものなのか、妥当な厳しさなのかということと専門家である各所管府省の方に問いただしていくという形で検討して、かなりの程度、御理解を得つつ、具体的な提案に結びつけることができたのではないかと考えている次第です。

私の方からは以上でございます。

岡議長 それでは、地域活性化ワーキング・グループの安念座長、お願いいたします。

安念座長 安念と申します。

私どもが扱った個別のアイテムにつきましては答申を御覧いただきたいと思います。余り世間で注目を浴びるようなものではございませんので、もし御関心がおありであれば、後ほど別途御説明をさせていただきたいと思っております。

私どもが考えておりましたのは、今さらもう補助金とか、企業誘致とかで大きな産業が起きることがもうだんだんなくなってまいりましたので、地域が自生的にというのでしょうか、自立的にというのでしょうか、スモールビジネスを立ち上げて、2人でも3人でもいいから新たな雇用が生まれる。こういう環境をつくるにはどうしたらよいかという基本的な観点で考察してまいりました。ですから、アイテムはどれも非常に細かいことばかりでございます。

そこで、私どもは、だんだん空いてきたキャパシティを再利用しようというものを一つの柱に据えて考えてきたのですが、これはなかなか難しいことが分かりました。と申しますのは、現在のまちづくり系統の法律、例えば建築基準法であるとか、都市計画法というのは高度成長の時代にできましたので、人は増える、まちは広がる、建物は新築する、こういう基本的な発想でできております。そのときの立法者が間違っていたわけではないのです。時代がそうだったのですから仕方ありませんが、日本がだんだん縮んでいくと、

ベクトルが逆になってまいりますので、結局、我々のワーキング・グループの仕事も、そのような高度成長にできた法律をシュリンクしていく日本の姿にあわせていくという非常に苦しいプロセスの、非常に小さい一部分だったのではないかという気がいたします。

もう一つ、この分野を手がけてみて非常に痛感いたしましたのは、それ自体はいいことだと思っておりますが、私が考えている以上に地方分権が進んでいたということです。つまり、霞が関のオフィスでどれだけ所管省庁と議論しておりまして、それは地方公共団体の問題です。となる。そう答えざるを得ないわけです。つまり、国のレベルだけで議論していることには非常に大きな限界がありまして、なかなか具体策は見えてこないのですが、地方公共団体と同じ土俵の上で共同作業をしていくための何らかのフォーラムが必要であるということを感じいたしました。そのことは、現政権といえますか、現在の行政府の中でいえば、創生本部が中核的な役割になっていただくのがよろしいのではないかと私は個人的には思っておりますが、いずれにせよ、いろいろな工夫が必要ではないかと感じた次第です。

岡議長 それでは、規制改革ホットラインの座長の佐久間さん、お願いいたします。

佐久間座長 佐久間と申します。よろしく申し上げます。

まず、ホットラインというのは、どなたからでも規制改革要望を受け付けるという仕組みでございます。具体的にいきますと、内閣府のホームページにフォームがありまして、そのフォームに従って要望を打ち込めば、規制改革に関係がないもの以外はそのまま省庁に投げる。それで、その回答を待つということでございます。

数字を申し上げますと、平成25年3月から3,523件を6月まで受け付けまして、そのうち1,969件を省庁に投げ、回答を得たのが1,838件でございます。この辺りの数字はこの資料の78ページに書いてございます。

今、申し上げました数字の中には、昨年10月に集中受付月間としまして、地域活性化をテーマに受け付け、11月には多様な働き方の実現ということで受け付けたものが入っております。

先ほど岡議長から御説明がありましたように、この中から挙がったものが今回の答申の約6割を占めたということでございます。

具体的に申しますと、なかなか目に見える形は決して多くないのですが、今期の成果の一つには、下水管の中に熱交換器が入ったということです。従来は、下水管の中は下水と光ファイバーしか入れてはいけなかったわけですが、下水道法の改正によりまして、その中に熱交換器が入る。熱交換器が入りますと、下水というのは非常に温度が安定、15度から25度ということでございますので、大気との温度差を使って熱エネルギーができ、それで冷暖房に利用できるという内容でございます。これは成功した例でございます。

また、他にも次々といろいろな要望が来てございまして、例えば今、個人企業の特に零細、まちの店主、お店の事業継承は非常に問題になっている。これは個人の飲食店の店主

からの要望で、事業継承、これは店主が突然亡くなって、相続で子供が事業を継ぐとなると、これは非常に簡単な手続で事業が継承できるのに、真面目に円滑な事業継承の伝承をしたいということで、生前に子供に事業を継がせようとなると新規開業と同じような手続が必要になってくる。これはいかがなものか。簡単にしてくれという要望がございます。

いろいろありまして、他には、例えば今、CO<sub>2</sub>の問題がいろいろ言われておりますが、その中で地熱というのは優等生。再エネであり、ベースロードであるということで、非常に好まれるのですが、例えばということ言いますと、地熱の開発のために空中物理探査というものをやります。これはヘリコプターで電磁波を使って、地表からどこに有力な熱源があるかというのを探る。ただ、大体そういうところには猛禽類がおりまして、営業活動をしている。そうすると、実際ヘリコプターが飛べるのは1年のうちの8月から10月に規制されるということがございます。これは正に環境の保護という点で同じなのですが、完全にトレードオフな関係にある。なおかつ、これはある一つの省で解決できるのですが、なかなか難しい。こういった要望も次から次に来て、種は尽きないなということでございます。

私からは以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

私どもからの御説明、御報告は以上で一旦終えまして、これからは記者の皆さんからの御質問、御意見を受けたいと思います。よろしくお願いします。

どうぞ。

記者 岡議長にお伺いしたいのですが、今期の答申を今、終えた段階で一番評価できるところ、逆に一番うまく行かなかった、課題となったところをお伺いしたいのですが、特に、昨年は農協改革ですとか、混合診療ですとか、いわゆる大物があったと思うのですが、今期は岡議長がおっしゃるように、細かなものが非常に多いと思います。市民生活に直結するものが多いと思うのですが、大物がなかなかない現状についてはどのように感じられていらっしゃいますか。

岡議長 まず、後半のところからお答えさせていただきますと、規制改革の項目が大物か小物かというのは判断がなかなか難しいと思います。何となく昔から手がつけれなかったので「岩盤規制」だから、岩盤規制イコール大物というイメージもあるかと思います。ですけれども、私は、規制改革は大物小物ということではなく、必ずその改革を求めている個人なり、企業なり、団体なりがあるわけです。世の中の環境の変化が進む中で、何十年もほったらかしになっていた規制を変えてほしいという御要望がたとえ少数であっても、あるいは小さな団体であっても、しっかりと取り上げて解決していくことが私どもの役割であると思っています。突き詰めれば、国民一人一人にとって何らかのプラスになっているというようなことではないのか。

そのように見ていきますと、今回の答申は182項目ありますが、ほとんどのものがそのようなものでありますので、大きい小さいということではなくて、大変意義があるか意義が

ないかという視点で見ていただいたら、私は全て意義のあるものだろうと思います。

また、一つ一つの項目は細かいけれども、それが8つ9つと束になることによって大きな改革を起こした。具体的に言いますと、投資促進等ワーキング・グループで前期から取り上げております燃料電池自動車の水素ステーションの話です。水素ステーションをつくるための規制は非常に細かなものが8つも9つもあった。それを一つ一つ丁寧にクリアすることによって、水素ステーションができるようになった。これは大変いい例だと私は思います。他にもそのようなものがたくさんあるわけでありまして、私は、今期も各ワーキング・グループに取り組んでいただいた項目一つ一つが大変意義のあるものであり、国民生活にも密接に関係するし、あるいは産業の活性化にも貢献するものがほとんどであったのではないかと。自己評価的なことを言えば、大変充実している182項目だと思っています。

もう一つ追加したいのは、先ほど農業ワーキング・グループの金丸座長からお話がありましたが、やはりフォローアップですね。これは前期にも申し上げましたが、私どもの答申に基づいて実施計画が閣議決定されたら終わりではないのです。総理も言っていましたけれども、そこからスタートなのです。ですから、閣議決定された一つ一つの項目がどのような形で実現していくのかを見きわめることが大変重要であります。今期、このフォローアップに大変力を入れてやらせていただくということを1年前に私は申し上げました。この1年、そのとおりやってきた結果、約8割の項目が「措置済み」に到達したことは、我々関係者のみならず、規制を所管している省庁も真剣に取り組んでくれた結果だろうと考えております。私は所管省庁の皆さんの努力も評価したいと思っています。

以上です。

記者 ありがとうございます。

岡議長 他はいかがでしょうか。

記者 労使双方が納得する雇用終了の在り方について、鶴座長に2点お伺いしたいのですけれども、今回の答申では、金銭解決の選択肢を労働者に明示的に付与し、選択肢の多様化を図ることを検討すべきであると。3月のときの意見書ではこの後に、これは労働者からの申し出のみを認める制度とすべきであるという一文が加わっていたと思うのですが、今回この一文が抜けている意味合いが何かあるのかどうか。労働者からの申し出以外のものも含めての検討という意味合いなのかということが1点です。

もう一点が、システムの在り方について検討する会議体についても前回の有識者の意見書からは少し書きぶりが変わっているのですけれども、鶴座長はどのような会議体が望ましいとお考えなのかお考えをお聞かせください。

岡議長 お願いします。

鶴座長 ありがとうございます。

今、おっしゃった3月に出した意見の内容については、規制改革会議全体としての意見というように出させていただいたので、この時点で考え方は変わっていません。それはもう一度明確にしたいと思っています。

今回は、意見に書かせていただいたことを全部ずらずと書くのではなくて、これは非常に大部なものなので、我々はこの意見を別途付属資料としてつけさせていただいていますので、一番のポイントは一番最後のcの我々の意見に掲げた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。これに尽きるわけです。つまり、この意見というものを、それ以外に政府でベースのあるもの、ここまで積み上げてきたものはございませんので、正にこれは示された課題について検討を進めていくということでございますので、ここに書いている内容が全てということで御理解いただきたいと思います。

雇用終了の話については、我々は意見では余り具体的にどのような形で今後検討の体制をつくれということは3月の時点では申し上げていませんでした。これは、今後この問題をさらに進めるためには、多分、厚労省に置いて、会議体というか検討のものを立ち上げることになるかと私は理解しているのですが、その際に、ここでは様々な関係者、特に厚労省の研究会というのと、学識経験者というか、学者の方だけ集まって研究会をやって、それから労政審という場合もあるのですが、ここではかなり多様な方々を集めてこの問題を、いろいろ難しい問題がございますので、しっかり議論していく。これは我々も、多様な働き方を実現するということでも、いろいろな方々の立場の声を吸い上げて政策決定に生かしていかなければいけないということも申し上げておりますので、ある意味で、そういうことも踏まえた上での今後の一つの方針ということで御理解していただいていた方がいいのかなと思います。

以上です。

岡議長 よろしいですか。

どうぞ。

記者 金丸座長に伺いたいのですが、遊休農地への課税強化の話なのですが、これまでも議論の俎上にいろいろな形でのぼってきたところで、昨年の与党の税制大綱でも課税の強化・軽減等の方策について総合的に検討するというようにほぼ同じような文言で盛り込まれていて、平成27年度中に検討するということですが、どの程度具体的に今年度中に形を出していくのか。農水省を中心にかなり増税幅とか、軽減幅、具体的なスキームみたいなものまで出していくのか。どの程度のものをイメージされているのかというのが1点。

農地への課税については、もともとかなり税率が抑えられていて、転用期待の強さとかと考えると、インセンティブとしては弱いのではないかという意見もあるようなのですが、どの程度、どのようなやり方で実効性を担保していくのかという点についてもお聞かせください。

金丸座長 ありがとうございます。

規制改革会議の立場といたしましては、とりあえず、検討の場をつくっていただくということで、その後、今の御質問のような具体的なことについては、農水省と関係省庁が複数あると思いますけれども、そういう方々で主体的に検討を進めていただきたいと思います。

います。

実現については、私どもとしては期待をしてこの成果を待ちたいと思っております。ただ、その検討のやり方とか中身については私どもがフライングする立場にはないなということで、今のところここでとどめさせていただきたいと思えます。

岡議長 よろしいですか。

他はいかがでしょうか。

記者 薬局の立地規制に関して岡議長に伺いたいのですけれども、これは表現として、病院と薬局との間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような構造上の規制を改めるとあり、その一方で両者の経営上の独立性を確保するための実効ある方策を講じると求めているのですが、これは具体的に病院の建物内を想定しているのか、あるいは病院の敷地内、また、公道を介さない場合の隣接型。どのレベルを求めているのかわかりにくいのをクリアにしていただければと思うのですが。

岡議長 私に対する御質問だったのですけれども、一番よく分かっている翁座長に答えていただきます。

翁座長 それでは、御質問にお答えいたします。

今、11ページから12ページにかけてのところをお読みいただいていると思うのですが、ここで書いてございますことは、フェンスの設置につながるような、薬局に行く際に公道を介して行き来するルールというのはこれから継続しないこととなります。

これで門内での薬局、医療機関の敷地内が認められるかということですが、現在、敷地内に土地を借りるなどして薬局を開設すること自体は今でも禁止されてはいないのですが、今の規制では薬局に行く際に公道等を介すことが求められていて、その結果フェンス等が必要になっていまして、今回の改革によってこういったものは継続しなくなるということになります。

厚生労働省としては、こういった構造上の規制を改めるに当たって、ここにも書いてございますが、患者の薬局の選択の自由や薬局の経営上の独立性も確保することについて実効ある措置を考えて検討していくこととなりますので、経営上の独立性の確保の実効ある方策というのは、今後、厚生労働省の方で検討されていくこととなります。

規制改革会議の中では、例えば情報開示によって透明性を確保するという案があるのではないかと、いろいろ議論が出ておりましたが、今後、具体的には厚生労働省の中で検討されていくということで、私どもはそれをフォローアップしていきたくと考えております。

記者 ありがとうございます。

敷地内はこれまでもグレーなケースがあったと思うのですけれども、建物内については今回は見送るということなのでしょうか。

翁座長 建物内につきましては、厚生労働省からは、ただちに検討の対象になるものではないと聞いておりますが、規制改革会議としては、現行の構造上の規制を改める中でこの点についても検討自体が排除されるものではないと考えております。

厚生労働省は、建物内ということになりますと、構造や機能上、院内の調剤所と余り変わりがなくなってしまうので、やはり医薬分業の考え方とか、今後の薬局全体の在り方ということに沿うかとか、又は患者の薬局選択の自由を確保できるかということなど、まだ問題があると考えているということで、認めることは現時点では難しいと考えているということですが、私どもの考えは先ほど述べたとおりでございます。

記者 ありがとうございます。

岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

記者 今の関連で、医療機関と薬局なのですが、公道を介さないし、フェンスもないとすると、私は、これは同じ敷地内に設置することを認めたのかなと読んだのですが、理解の仕方が違うのですか。

翁座長 ですから、敷地内ということだと、土地を借りるなどして薬局を開設すること自体は今でも禁止はされていないのですが、そういう場合であっても、今の規制は薬局に行く際に、フェンスをつけて、一旦出てから入ということが現在必要となっているのです。そういったフェンスの設置につながるような、薬局に行くために公道を介して行き来する。又は医療機関を一旦出て、フェンスをつけることによって公道を介して行き来するようなルールというのは今回の合意で今後は継続しない方向で改めていくことになるということです。

記者 簡単に言ってしまうと、公道を介さないで行けるようにルールを変えということですか。

翁座長 そうですね。

岡議長 どうぞ。

記者 同じく翁座長にお伺いします。

医薬分業のところ、アの11ページで「門前薬局の評価を見直すとともに」とありますけれども、ここの部分は文意からいくと、引き下げる方向で見直すというように読めるのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

翁座長 診療報酬に関する事項なので、厚生労働省の方でこれから具体的に検討されていくと思いますが、門前薬局が非常に乱立していることに対しての問題認識は規制改革会議も厚生労働省も同じでございます。ここについては評価を見直すという引き下げの方向で考えていくということでございます。

ただ一方で、その次のところに「患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し」ということでございますので、どういう機能を評価するか、どういう機能を提供するかも含めて診療報酬全体を抜本的に見直していくことになるということでございます。

記者 ありがとうございます。

そうすると、先ほどお話があった門内薬局についても門前薬局と基本的には機能等、特質等が同じだと思われるのですけれども、それも引き下げの対象になっていくという理解

でいいのでしょうか。

翁座長 これからの議論でございますが、門前薬局の評価を見直すという、そこに該当することになるとそういうことになります。ただ、メリットが実感できるような機能をきちんと評価されれば、全体としてどうなるかということは今後の報酬体系の議論によってくるということですが、門前であることにしましては引き下げの方向ということになります。

記者 ありがとうございます。

岡議長 どうぞ。

記者 金丸座長に確認みたいな質問なのですが、遊休農地に係る課税の強化・軽減の検討なのですが、これは具体的には固定資産税を増税する、そして、この軽減というのは、中間管理機構に貸し出した場合は税金を軽くするという認識でよろしいのでしょうか。

金丸座長 ありがとうございます。

これについては、これからの議論としか言いようがないのですが、ただ、そのときに既存の税を例えば改正する方法あるいは新しい税で考えるという方法もあります。耕作放棄地をそのままにしていたときの逆のディスインセンティブという表現でこの中には書いてございますが、何らかの形で、リーズナブルで、かつ効果的な制度の新しい在り方を検討していくことになると理解しています。

岡議長 他はいかがですか。

どうぞ。

記者 翁座長に伺います。

14日制限の見直しとあるのですが、これは14日制限を全然なくしてしまうということなのか、それとも14日ではなくて例えば20日とか、そういうことにするとか、そういうことなのか、具体的に教えていただければと思います。

翁座長 御質問ありがとうございます。

いろいろ議論はございましたけれども、完全になくしてしまうとか、少しそれを長くするとか、そこまでは具体的にはまだ決まっておりません。これから14日を限度とする、そういった規制については見直しの方向で、より長くするとか、なくすとか、そこまでの結論は今後、厚生労働省の方で議論して、決定していくことになります。ただ、方向としてはそれを緩和していくということまでは合意をしているということでございます。

岡議長 他はいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

記者 翁座長にお聞きしたいのですが、こちらの報告書でいいますと12ページの市販品類似薬のところなのですが、ワーキング・グループの議論の中では具体的に例えば第一世代の湿布薬の話が俎上にのぼっていたかと思うのですが、報告書の書きぶりを拝見しますと、具体的にどういうものを落とすかとか、どういうものを対象にするかは表現としては落ちているようなのですが、このところはどういう御配慮があったというか、議

論があったのかをお知らせください。

翁座長 ありがとうございます

ワーキングでは、湿布薬のことなどを中心に議論をいたしました。ただ、市販品類似薬とここに書いておりますのは、湿布薬も含めて市販品類似薬全体について議論をしていくということでこのような書きぶりとなっております。

岡議長 他はいかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

記者 理美容の件でお伺いしたいのですけれども、答申では、国家試験及び養成施設の教育内容について触れられております。その上で両資格の取得の容易化についても触れられているのですが、養成施設については期間を短縮するという意味合いで書かれていらっしゃるのか、それとも両方の資格を一緒にとれるのか、若しくは新しい資格をつくれるのか、今後の議論もあると思うのですが、どのような思いを込められて書かれているのか、お考えをお願いします。

大崎座長 ありがとうございます。

基本的な考え方は、理容師の方が例えば美容師を追加的に取得する、あるいは美容師の方が理容師の資格も追加的に取得することに要する期間を、現在ですと2年、いわばやり直しということに原則はなるわけですが、それよりも短くしていくということです。具体的なやり方については今後検討ということになるかと思えます。我々としては、それをフォローアップしていく。

新しい資格ということもおっしゃったのですが、そういうことは現時点では具体的に何も述べておりませんので、少なくとも、直ちにそのようなことを検討する方向ではないという理解でよろしいかと思えます。

岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

記者 鶴座長にお伺いいたします。

発表されているものは1月、2月、3月と明解に出されているものなので、端的に2点だけお伺いさせていただきます。

まず、解雇の金銭解決ではなくて、解雇紛争の金銭解決でよろしいか。まず1点そこを明解をお願いします。

鶴座長 今の解雇紛争、解雇で、紛争が起こったときの金銭解決ということで、これはここにも、我々も意見のときもそうなのですけれども、訴訟で裁判に行って、判決として不当というものができたときの選択肢の在り方ということで、我々、議論は限定していませんので、多分そういう御質問、趣旨と伺ったのですが、紛争があって、それで訴訟に行って、最後、判決が出て、その後の対応ということで、この最後のcの部分ということでございますが、我々はそういう理解をしています。それ以上いろいろ広げるとか、そうい

うことはこの中では書いていません。

記者 誤解をしているところがよくあるものですから、明解にしたかっただけです。

最後にもう一点、26ページのaとbのbは非常に大事だと思ったのですが、これは受け止め方として、現在この主要な関係者というのは例えば労働政策審議会で言うと、使用者側は経団連とか、日商、東証。労働側は連合とかという感じになりますが、それ以外のサービスとか、今、いろいろな働き方の方々が増えています。そういった方々の声をという認識でよろしいでしょうか。

鶴座長 全くそのような御理解でいいと思います。通常、三者構成と、我々は三者構成を否定しているわけではなくて、それはそれで担保すべきだと思っていますけれども、それだけではなくて、やはり働き方がこれだけ多様化しているので、いろいろな立場の方がいらっしゃる。それがそういういろいろな非常に大きな団体だけで声をきちんと拾い上げてこられるのかということ、我々は規制改革会議の本会議の中でもいろいろヒアリングしながら、そういう思いも非常に強めてきた部分がございますので、なるべくいろいろな立場の方々から、隅々まで声を拾っていく。これは非常に大変なことではございますが、そういうことを努力することをやらなければならない。正にその思いがここに込められているということでございます。

記者 明解に分かりました。ありがとうございます。

岡議長 いかがでしょうか。

どうぞ。

記者 翁座長に伺います。

調剤薬局の調剤報酬の点数のところなのですが、具体的な議論は厚労省で検討することになるとは思うのですが、院内薬局と院外薬局の調剤報酬の点数の違いというものが一つ議論の俎上に上がっていたかと思うのですが、この点については門内という形になってしまうと、こういった方向での規制改革というか、会議としてはどういう方向で考えているかということについて伺えればと思います。

翁座長 私どもの考えは、10ページの下にございますけれども、薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り方について抜本的な見直しを行うということでございます。ですから、私どもが一番重視して議論いたしましたのは、機能やサービスということに対して、今までは院内から院外へという形で、かなりインセンティブをつけて院外処方を促してきた。そういうやり方をもう一回、ここで立ちどまって考え直す必要があるのではないかという視点でやっております。その上で、やはり今後もっと薬局が患者にとってメリットを感じられる機能を果たすべきではないか。そういった機能に応じた報酬にするべきだというのが私どもの最大のポイントでございます。

先ほども申し上げましたけれども、具体的に門前のこととかも書いてございますが、むしろ今申し上げたようなポイントが私どもが一番お願いしたいと考えているところであります。あと、今までは院内から院外へということで、インセンティブをつけていたのです

が、薬局がその機能を実際に果たしているかということが必ずしも確認できていなかったということがございます。

11ページの上から3行目、4行目になりますが、「実際に提供したサービスの内容に応じて」と書いてありますけれども、やりっ放しではなくて、きちんとサービスをやったということを確認して報酬を支払うという形で、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにするという考え方でございます。

ですから、今まで長年にわたって7割まで院外処方が進みましたが、それでちょっとずついろいろな加算をしてきましたけれども、今回は抜本的に考えて見直してほしいという中で、今、御質問のような趣旨も検討されていくことと思います。

記者 サービスのところなのですが、今までは調剤の業務というか、そこが技術料として評価されてきたと思うのですが、今、厚労省はかかりつけ薬局などということもやられていますが、サービスの内容としては具体的にはどういったことを想定されていらっしゃるのでしょうか。

翁座長 かかりつけ薬局という定義自体もまだ明確ではないのです。私どものワーキングの方でもいろいろ一元的に服薬を継続的に把握するというところで、処方内容をチェックするということから、在宅療養する患者への指導とか、また、かかりつけ医との連携とか、特に地域包括ケアの中で今後のあるべきかかりつけ薬局の具体的なイメージというのは厚生労働省から御説明を受けております。

ただ、何をもってこれからかかりつけ薬局の要件とするのかということについては、私どもともかなりいろいろな議論がございましたし、また要件自体もこれから明確化するというので、10ページの下から3行目ですが、地域包括ケアにおけるかかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するということをして、それで薬局全体の方向性を考えていってほしいということになっていますので、議論は今後いろいろ行われていくと思いますが、そういう視点で私どもはフォローアップしていきたいと考えております。

司会 よろしいでしょうか。

7時を過ぎまして、所定の時間が過ぎております。

岡議長 時間ですので、この辺りで終わらせたいと思いますが、よろしいですか。

最後に私の方から改めて一言。今日、私どもの答申を総理に手交した後、総理から、引き続き「規制改革に終わりはない」という精神でしっかり取り組んでいただきたいというお言葉があったことをお伝えすることに加えて、先ほど申し上げましたが、我々が答申して、閣議決定された規制改革の実施計画が実現できて初めて一件落着でございます。そういう意味では、私ども規制改革会議に対しては、新たな答申をしていくことと同時に、閣議決定された実行計画が一つ残らず実行されるまで、粘り強い活動が求められていることを今日改めて感じたということをお伝えして、この記者会見を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。

終わりにしたいと思います。